

納税者の皆様へ

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」について

○新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付も可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注)「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮して対応します。

※対象となる税

・令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する「個人・法人住民税」、「固定資産税」、「国民健康保険税」など全ての税目が対象になります。

・これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます

※申請手続等

電話相談窓口

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、本制度の利用を希望される方を対象に電話相談を行います。希望される方は、役場税務課まで【0556-42-4803】
- ・ 感染拡大抑制の観点から、申請等手続きは、電話及び郵送等により行います。
- ・ 申請期限(納期限まで他)がありますので、お早目に手続きをお願いします。
- ・ 申請等に際し、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお聴きいたします。
- ・ 制度概要や申請様式などについての詳細は、町のホームページにおいて掲載しておりますので、ご利用下さい。

※身延町ホームページURL：<https://www.town.minobu.lg.jp/> QRコード：

- ・ eLTAXでの電子申請も利用可能です。

Q「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・ 「事業等に係る収入」とは、法人の収入(売上高)のほか、個人の方の経常的な収入(事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等)を指します。
- ・ 個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・ パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 申請書はどうしたらいいですか。

- ・ 申請書はホームページからダウンロードするか、お電話を頂いた際にお聴きした住所に送付させて頂きます。また、eLTAXでの電子申請でも利用可能です。

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・ 例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。

【本制度に関する電話相談について】

●電話相談窓口

身延町役場 税務課 電話 0556-42-4803

●相談期間

令和2年5月18日～令和3年2月1日（土日祝祭日年末年始を除く 平日の9:00～16:00）

●本制度利用の手順(例)

身延町役場税務課へ電話下さい ⇒ 内容を聴取 ⇒ 申請書送付(送付希望の方) ⇒
⇒ 申請書に必要事項を記入し、必要書類と併せて、郵送等で役場に送付する ⇒
⇒ 申請書内容をチェック ⇒ 申請書の記載内容を電話等で確認 ⇒ 結果通知書送付

《留意事項》

- ※ 税理士による代理申請も可能です。(税理士法第30条の書面提出が必要です。)
- ※ 申請の許可又は不許可の結果については、後日通知書でお知らせします。
- ※ 申請書は猶予を希望する各期別で提出して頂く必要があります。
- ※ 申請状況により、直接役場へお越しいただき内容を聴取する場合があります。
- ※ 申請内容不備等により、猶予できない場合もありますので、予めご了承下さい。
- ※ 本制度について、お聴きしたい場合は電話等により、お気軽にご相談下さい。
- ※ 今後の状況により、変更等が生じた場合は、改めてご通知等させていただきます。